

## 陳 情 文 書 表

令和 8 年 第 3 回（6 月）岐阜市議会定例会

令和 8 年 3 月 2 日から

令和 8 年 6 月 5 日まで

陳 情 番 号	陳情第 6 号
件 名	介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の臨時改定に向けて国への意見書採択を求める陳情
受付年月日	令和 8 年 3 月 1 0 日
回付委員会	厚生委員会

**（ 陳 情 要 旨 ）**

介護・障がい福祉の職場で働く職員は、サービスの利用者が年を取っても、障がいがあっても、その人がその人らしく生きられる人権保障としての支援をしたいと日々奮闘している。食事、排せつ、入浴など、人として当たり前の生活を送るための支援が必要な場面も多くある。しかしながら、慢性的な人手不足は深刻であり、必要な支援に時間をかけることができない、一人一人に向き合うことができないなど利用者処遇に影響が出ている。職員にとっても、体調不良でも休みを取ることがはばかれるなど利用者処遇と自分自身の健康や生活をてんびんにかけるような状況となっている。これらの状況が希望を持って入職した福祉労働者に重くのしかかり、やりがいのある仕事であっても続けることができない、職員が定着しない、代替の人員が確保できない、支援の質が担保できないという負の連鎖に陥っている。

利用者、労働者ともに権利が守られる福祉施設であるために速やかな対応を必要としているのが、全産業の平均と比較して大きな格差のある賃金の改善である。厚生労働省の調査では、介護職員の平均給与額は 2025 年 7 月時点で前年 9 月から 2.0%、月額 6,840 円増加しているが、2025 年春闘における全体の賃上げ率は平均 5.25% であり、介護職員の賃上げ率は他産業を大幅に下回っている。また、常勤の福祉・介護職員の平均給与は月額 1 万 6,970 円増加しているとされるものの、5 万 2,660 円の格差がある。政府は、介護職員で月額最大 1 万 9,000 円、障がい福祉職員で 1 万円の賃上げを可能とする補助メニューと合わせて事業者に対する臨時の報酬改定を打ち出したが、全産業平均との賃金格差を埋めるには不十分である。

格差が埋まらない要因の 1 つとして、経営実態調査の結果、特に収支差率によって介護報酬や障害福祉サービス等報酬の過不足が判断されることが挙げられる。多くの事業所では人件費を抑制して収支差率をプラスにしているが、それでは収支の不足分は報酬に反映されないままとなる。また、そもそも基本報酬が低い中で利用者の安全、安心を守るために人員を多く配置すれば、最低限の人件費も賄うことができず、処遇改善のための加算がベースアップに回る前に、人件費の不足分の穴埋めで消えてしまう事態となっている。これは、2024 年の報酬改定の引上げ水準が大きく不足していたということであり、毎年引き上げられている最低賃金や他産業の賃金水準に合わせた改定がされなければ、賃上げの原資が足りなくなることは当然である。ましてや昨今の物価高騰の中では施設運営そのものが危ぶまれ、このままでは、介護・障がい福祉の職場で働く労働者における全産業平均との賃金格差はさらに広がり、職員の定着及び確保は進まず、住民の福祉への影響は避けられない。

このような状況を踏まえ、介護・障がい福祉の職場で働く労働者、サービスの利用者にとって、ともに人権が守られるような職員の定着及び確保の観点から、下記事項について、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国に対して意見

書を提出するよう陳情する。

記

- 1 2026年6月からの臨時報酬改定で、全産業平均との賃金格差を解消する介護報酬・障害福祉サービス等報酬とすること。
- 2 2026年6月の臨時報酬改定で導入する方針とされている、新規に指定を受ける4類型の事業所の減算及び就労継続支援B型の基本報酬引下げを行わないこと。
- 3 報酬の基本分に含まれる人件費相当分を明らかにして、人件費以外への流用ができないように用途制限を設けること。
- 4 報酬の基本分は、最低賃金引上げ分を反映させた単価設定をすること。

(意見書案文掲載略)

陳情番号	陳情第7号
件名	保育等の公定価格の見直しに向けて国への意見書採択を求める陳情
受付年月日	令和8年3月10日
回付委員会	文教委員会

( 陳情要旨 )

保育等の公定価格は、2024年度に同年の人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえて10.7%引き上げられた。さらに、こども家庭庁は、各都道府県担当者宛てに、「今般の改定による公定価格の増額分は人件費」であると明記した上で、「改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定にも計画的に取り組むよう、各施設・事業者に要請すること」を求めている。

これにより、多くの事業所で2024年度公定価格の遡及増加分が年度末一時金として職員に支給されたが、2025年度に賃金のベースアップを実施した事業所は少ないのが実態である。市町村から保育事業所へ支払われる委託費の公定価格に係る引上げ分を賃上げ以外に充当する事業所も多いことや、国の保育士配置基準が子どもの命を守り発達を保障できる水準にないために、多くの事業所で国基準の2.3倍の保育士を配置しており、職員1人当たりの賃金が「薄まき」のような状況になっていることなどがその要因である。公定価格上の人件費は2025年度も5.3%の引上げとなったが、同様のことが起こることが危惧される。こども家庭庁が想定している月額約3万8,000円のベースアップには遠く及ばず、2024年度における全産業の平均賃金との格差は5万7,000円となっている。

また、近年は最低賃金が毎年数十円単位で引き上げられているが、公定価格には最低賃金の引上げ分は見積もられていない。保育職場では最低賃金近傍の賃金で働く若年層や非正規雇用の職員も多い中、限られた財源の中で全体の賃金を底上げしようと思えば、最低賃金すれすれの水準での賃金引上げや、もともと支給されている処遇改善手当の支給をもって最低賃金違反を回避することになるが、それでは、年収ベースではほとんど改善されないという実態もある。このままでは、全産業の平均賃金との格差は縮まらない。

そして、重い責任に見合わない低賃金は、職員確保の困難を引き起こしている。保育士をはじめとする保育所等の職員確保は全国共通の深刻な問題となっており、募集しても人材が集まらない状況が続いている。2024年4月には、4歳児及び5歳児では実に76年ぶりとなる保育士配置基準の改正がなされたが、保育士確保の困難を理由として期間の定めのない経過措置が設けられており、地域や施設によって子どもの処遇や労働者の働き方に格差が生じる事態となっている。現場からは、子どもたちの言葉にならない思いを聞いてあげたいが余裕がない、ただ人がいればよいのではなく職員集団で保育づくりができるための人員が必要であるなど、一人一人の子どもの思いに寄り添った保育をしたい、専門性を認めてほしいという声が聞こえてきている。現在、保育所等の果たす役割は、家庭支援、さらには地域に住む子育てに困難を抱える保護者への支援など多岐にわたる。2025年7月31日にこども家庭庁が公表した令和6年教育・保育施設等における事故報告集計では、認定こども園、幼稚園、認可保育所等における重大事故は前年から308件増え、9年連続の増加となっている。現場の保育士は日々奮闘しているが、その奮闘に応える賃金にはなっていない。

このような状況を踏まえ、保育士をはじめとする職員、子ども、保護者にとって、ともに人権が守られるような職員の定着及び確保の観点から、下記事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出する

よう陳情する。

記

- 1 公定価格の基本分に含まれる人件費相当分（非常勤単価分を含む。）を明らかにして、人件費以外への流用ができないように用途制限を設けること。
- 2 公定価格の基本分は、最低賃金引上げ分を反映させた単価設定をすること。

（意見書案文掲載略）

陳情番号	陳情第8号
件名	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書
受付年月日	令和8年4月13日
回付委員会	厚生委員会

（陳情要旨）

「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国161の市区町村、5,620万回接種後死亡観測データ（令和8年3月1日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は729人となっている。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録をみると、最後の新型コロナワクチン接種から約三、四か月後に死亡者数のピークがあり、接種後半年以上の期間で死亡者数が上昇していることが分かる。これらの死因は特定されていないが、看過できるものではない。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度の認定件数（令和8年3月26日時点）は、累計進達受理件数15,065件、累計認定件数9,461件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定件数1,069件となっている。しかし、冒頭の自治体から開示されたデータを踏まえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確である。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNAワクチン（以下「mRNAワクチン」という。）は、標的細胞が特定されないまま特例承認として接種が開始された。筋肉注射された薬液は全身を巡るため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受ける。当初、このスパイクタンパク質はすぐに分解されると説明されていたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されている。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えられる。厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長及び厚生労働省医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日感発0808第5号・医薬発第0808第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えられる。

なお、福島県喜多方市議会（令和7年12月11日）、青森県下北郡大間町議会（令和8年3月17日）、徳島県小松島市議会（令和8年3月19日）では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める意見書も原案どおり可決された。この前例を踏まえ、貴議会におかれても同様の御判断を賜るようお願いする。

岐阜市議会には、住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただくことを強く求め、下記事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出するよう陳情する。

記

1 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

（意見書案文掲載略）

陳 情 番 号	陳情第9号
件 名	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情
受付年月日	令和8年5月13日
回付委員会	文教委員会

( 陳 情 要 旨 )

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められる。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習はその重要な役割を果たしている。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがある。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的、多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要である。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、または反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じている。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生たちが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故がある。

亡くなられた生徒の御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されている。保護者にとって、修学旅行や校外学習は学校を信頼して大切な子どもを預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められる。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とは言えないとの趣旨の思いも綴られている。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いであると受け止めるべきである。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒及び保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めている。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施した。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県合わせて300団体以上確認できる。この中には、高等学校教職員組合だけでなく、一般に小中学校の教職員を含むと考えられる教職員組合系団体も含まれる。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものである。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情する。

- 1 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師、語り部、市民団体等の招聘または関与が、特定の政党、政治団体、政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的、多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

- 2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

- 3 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会または学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。その上で、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

- 4 3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

3により、該当またはその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加、賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。

(資料掲載略)

陳 情 番 号	陳情第10号
件 名	岐阜市生活者支援事業に関する陳情
受付年月日	令和8年6月1日
回付委員会	総務委員会

( 陳 情 要 旨 )

先日、岐阜市から自治体マイナポイントによる生活者支援事業に係る申請案内書類が郵送されてきたが、内容が理解できないため担当課へ問合せを行ったところ、当該申請にはマイナンバーカードが必須であるとの説明を受けた。

自分はマイナンバーカードを取得していない旨を伝えると、今から取得するよう勧められたことから、マイナンバーカードの取得は任意ではないかと確認したところ、任意であるが、今回の生活者支援事業においては保有していなければ給付を受けられないとの回答であった。

まるで鼻先に人参をぶら下げられた馬のような状況である。

全国にはマイナンバーカードの未取得者が何十万人も存在しているようである。そのような中、隣市である山県市においては、基準日時点で住民登録のある全市民に一律4,000円の食料品等物価高騰支援給付金が給付される。

岐阜市においては、なぜマイナンバーカード未取得の市民が支援対象から除外されるのか。当該事業は不平等な給付制度であり、理不尽な取扱いは到底納得することができない。

よって、岐阜市の生活者支援事業の見直しを求める。

陳 情 番 号	陳情第11号
件 名	石油危機、ナフサ危機への対応として、指定ごみ袋製の凍結、透明・半透明の袋以外でのごみ出し容認、動力源の転換、創エネルギーを求める陳情
受付年月日	令和8年6月5日
回付委員会	経済環境委員会
<p>( 陳 情 要 旨 )</p> <p>石油危機、ナフサ危機の影響により、神戸市、西宮市、尼崎市、豊中市、名古屋市、一宮市、春日井市、岡崎市、四日市市、静岡市、浜松市、横須賀市、市川市、柏市、船橋市、前橋市、青森市等、2026年6月5日時点で少なくとも125自治体が、指定ごみ袋以外の袋でのごみ出しを容認する臨時措置を決定した。</p> <p>また、札幌市では指定ごみ袋の製造単価が1.72～1.81倍に高騰したことにより約1億9,000万円の補正予算を計上、熊本市では45リットルの指定ごみ袋が入札不調、北斗市では臨時措置に加えて6月1日から指定ごみ袋の価格を33%値上げするなど、全国各地で臨時措置、補正予算、入札不調、値上げが相次いでいる。川崎市の市営バス用軽油の一般競争入札では、入札不調が発生し、調達期間を短縮して入札をやり直し、前回落札時の約2倍で落札、補正予算で約6億円を追加し、燃料費総額は当初に比べ約2.2倍となった。</p> <p>石油危機、ナフサ危機は、原材料の強制カット、供給制約、急激なコストプッシュを引き起こし、指定ごみ袋の安定供給を困難にし、指定ごみ袋制を無理矢理維持したとしても、生産量、消費量、ごみ排出量、ごみ処理手数料収入の減少、経費の増加により収支が悪化し、最悪の場合、逆ザヤに陥る。</p> <p>岐阜市環境部は、危機以前の2025年、ごみ処理有料化制度導入により、ごみ排出量が約12%減少することを前提に、ごみ処理手数料収入が約9億2,000万円、経費（指定ごみ袋の製造、保管・配送業務、受注収納管理業務、取扱店への販売手数料）が約3億7,000万円、収支が約5億5,000万円になると試算したが、現在は、原油、ナフサの価格が危機以前の1.5～2倍、2026年4月ナフサの国内販売量が前年同月比35.6%減少、エチレンプラントの稼働率が67.3%、ナフサの総輸入が前年同月比47%減少、純トルエンの生産が前年同月比42.5%減少、出荷量が67.3%減少という状況であり、価格高騰、供給制約により、ごみ処理手数料収入20%減少、ごみ処理有料化制度の経費2倍と予測するのが妥当である。</p> <p>上記条件で試算し直すと、ごみ処理手数料収入は約7億3,600万円、経費は約7億4,000万円、収支はマイナス約400万円、すなわち、逆ザヤとなり、「新たなごみ減量・資源化施策」、「地域のごみ処理に係る活動への支援」の資金は、ごみ処理手数料収入から得られないということになる。</p> <p>世界の石油在庫は100日分を切っており、北半球の夏の燃料需要ピーク時に供給不足となるリスクや、エクソンモービルのニール・チャップマン上席副社長が示唆したように原油が1バレルあたり150～160ドルに急騰するリスクがあり、岐阜市は住民に対して指定ごみ袋を安定供給できず、さらに、指定ごみ袋製の収支が逆ザヤとなり、補正予算や指定ごみ袋の値上げにより、住民負担を大幅に増やすリスクがある。</p> <p>石油危機、ナフサ危機は、上記以外の指定ごみ袋制の問題点も白日の下に晒した。</p> <p>まず、指定ごみ袋の厚みは0.03～0.04mm、レジ袋の厚みは0.01～0.015mm、つまり、指定ごみ袋はレジ袋の2～4倍の厚みで製造さ</p>	

れ、新品をごみ出しに使うので3Rに反し、ポリエチレン、インク、有機溶剤、軽油、重油等の資源を浪費し、輸入、資本流出により円安圧力となる。

次に、指定ごみ袋制は「増税＋規制強化」、すなわち、住民から資金を奪い、自治体、自治会、指定ごみ袋製造業者、運輸業者、石油販売業者、取扱店、再商品化事業者、日本容器包装リサイクル協会に利益誘導する政策であり、指定ごみ袋制を導入している自治体の数だけ指定ごみ袋の規格が存在し、他の自治体に袋を融通することができないので非効率極まりない。供給不足の時は規制緩和が必要である。

最後に、石油危機、ナフサ危機の状況においては、危機によりごみ排出量が減少するので、新たに指定ごみ袋制を導入した場合、政策の導入効果を正確に測定できず、EBPMの観点から問題がある。

日本の石油備蓄は200日分を切ろうとしており、2027年4月頃までには石油備蓄が枯渇するリスクがある。

石油備蓄が枯渇すれば、指定ごみ袋を製造できないだけでなく、ごみ収集車は走れず、ごみ処理施設や下水道処理施設を稼働できないという、スラムのような社会となる。民間部門は必死に石油、ナフサを節約している。岐阜市が今、やるべきことは、石油、ナフサの節約と社会インフラの維持であり、その観点から本陳情事項の速やかな実現が必要不可欠である。

については、下記事項について陳情する。

#### 記

- 1 指定ごみ袋制の凍結。
- 2 不透明のポリエチレン袋、紙袋、紙箱、新聞紙等で包む、蓋付きごみ箱でのごみ出し容認。
- 3 天然ガスごみ収集車、EVごみ収集車、自動追尾型EVごみ収集車の導入。
- 4 廃食油由来のバイオ・ディーゼル燃料、ごみ処理施設・下水道処理施設におけるCCUS及びメタネーション、バイオマス資源利活用によるメタン生成、人工石油、藻類バイオ燃料の調査研究、実証実験。